

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○ 知事 ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 広島県 |
| 3. 市区町村名 | 福山市 |
| 4. 届出番号 | 7 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 57-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/mynumber/ |

執行機関名 福山市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第33号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 37 | |
| ③番号法別表第2の項 | 57 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 福山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1第7の項 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第33号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条 | 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第33号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第33号) 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年規則第39号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|---|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 | 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条 |
| ②事務の内容 | 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 | ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二 | 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報 | 当該認定申請に係る対象児童, その対象児童を現に扶養している配偶者のない者又はその児童と生計を一にする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報 |
| 事務2 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 | 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条 |
| ②事務の内容 | 児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 | ひとり親家庭等の医療費の受給資格の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 二 | 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報 | 当該更新申請に係る対象児童, その対象児童を現に扶養している配偶者のない者又はその児童と生計を一にする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報 |
| 備考 | | |